

愛宕寺町 まちづくり協定

(前文)

私たちの住む愛宕町は、多くの仏閣が建ち並び、通りには仏壇店と雁木が連なる、歴史的文化遺産と伝統技術の残る、独自の文化の町である。

これら寺町文化を活かした、歴史と文化と自然の調和のとれた住みよいまちづくりを進めるにあたり、ここに愛宕寺町のまちづくり住民協定を締結するものである。

(目的)

第1条 この協定は、伝統的産業と寺の町にふさわしい愛宕町のまちづくりを理念に、自然と調和した美しい景観を育てることを目的とする。

第2条 この協定は、「愛宕寺町 まちづくり協定」(以下「協定」という。)という。

(協定区域)

第3条 この協定の適用を受ける区域(以下「協定区域」という。)は、愛宕町区域とする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者及び建物の所有者並びに賃貸借人(以下「協定者」という。)の概ね3分の2以上の合意により成立する。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は協定締結後5年間とする。但し満了1ヶ月前までに第9条の規定に基づく変更又は廃止の借置がとられない時は、更に5年間延長するものとし、その後の期間満了時についても同様とする。

(運営委員会)

第6条 この協定の運営に関する事項を処理するために協定運営委員会を設置する。

2 委員会のメンバーは愛宕寺町つくろう会の役員で構成する。

3 委員の任期はつくろう会の役員の任期と同様とする。

(協定事項)

第7条 協定の目的を達成するため、別紙のとおり基準を定め、地域活動等を通じ相互に協力し、調和のとれた住みよいまちづくりに努めるものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定は、協定締結後に区域内の土地建物の所有者になった者又は賃借権を取得したのものに対しても効力が及ぶものとする。

(協定の変更及び廃止)

第9条 この協定を変更又は廃止しようとする時は、協定者の3分の2以上の同意がなければならない。

附 則

1 この協定は、平成9年3月16日から施行する。

2 この協定書は、協定者全員に配布する。

(別紙)

「愛宕寺町 まちづくり協定に関する基準」

(目的)

この基準は、住民協定第7条の規定により必要な事項を定めるものとする。

1 緑化

(1) 生け垣や、植え込みを守り育て、板塀、石垣を保守整備する。

2 道路・水路の美化

(1) 草刈りや植栽に努め、美しい道路・水路とする。

(2) 下水道を実地し、動植物の住める清流の復活をめざす。

3 ごみ処理

(1) 決められた方法により処理し、ごみの投げ捨て、野積み等をしない。

4 建築物

(1) 歴史的建物は保全に努める。

(2) 建物の新築改築の時は和風とする。

(3) 雁木通りに面した家の新築・改築の時は雁木造りとし、1階部75cmを雁木歩道に供する。

(4) 建物の色は白・黒・焦茶を主体とし環境と調和したものとする。

(5) 階数は3階以下が望ましい。

5 広告物、自動販売機

(1) 看板は自家の用に供する物以外は設置しない。

(2) 町の景観を害さない和風とし、点滅広告は原則として設置しない。

(3) 形状、色彩及び意匠が、けばけばしい印象を与えないこと。

(4) 自動販売機の設置場所は設置者の敷地内のみとする。

6 公園広場

(1) 自由に使用できる、楽しい憩いの場となるよう整備清掃管理する。

7 公共施設

(1) 協定の趣旨の理解、協力を求め、景観形成に努める。